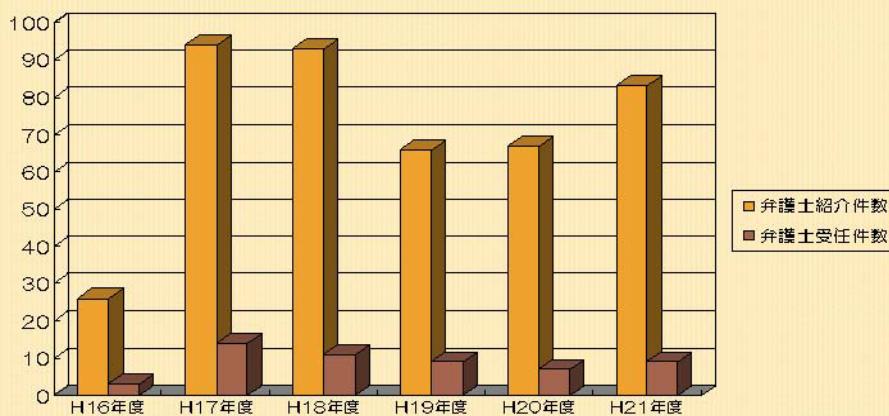


札幌弁護士会法律相談センター 医療事故相談(弁護士紹介)件数の推移

(注)平成21年度の数値は平成22年3月22月までの速報値



札幌医師会通信による弁護士会医療ADRの告知

お知らせ

医事紛争処理委員会からのお知らせ

平成21年6月1日札幌弁護士会において、従来から設置されておりました札幌弁護士会紛争解決センターに医療版ADR(裁判外紛争解決手続)センターが開設されます。

医療機関に札幌弁護士会紛争解決センターから簡易書面で「調停のお知らせ」が届いた場合、通常の医事紛争同様、速やかに札幌市医師会医事紛争処理委員会にご一報いただきますようお願いいたします。

札幌市医師会医事紛争処理委員会に報告なく札幌弁護士会紛争解決センターによる調停手続きで解決し、事後に保険金請求をされた場合、医師賠償責任保険の適用にならないことがありますのでご注意ください。

また、弁護士の選任につきましては、当会の顧問弁護士を推薦いたしますので先ず事務局にご連絡ください。独自の判断で弁護士を選任された場合、知人または、医療機関の顧問弁護士であっても認められない場合がありますのでご注意をお願いいたします。

2010/3/23